

今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制について（答申案）

千葉市の大気汚染状況の常時監視体制は、大気汚染が著しい時代に対応するために整備された監視体制が維持されてきたところであるが、現在の大気汚染状況の改善状況等にかんがみ、今後は、近年問題となっている大気汚染物質による状況を的確に把握できる監視体制に移行していく必要がある。

このことを踏まえ、測定局（地点）の統廃合によって監視の効率化を図りつつ、環境基準未達成項目（光化学オキシダント）に係る監視の強化や、環境基準が設定された微小粒子状物質の監視を行っていくための新たな常時監視体制を、別紙のとおり提示する。審議内容については、別添のとおりである。

なお、測定局の統廃合については、現在得られている大気環境情報や測定データの統計的解析、市民意見等を組み合わせて詳細に検討したものであるが、実際の測定局の廃止は、常時監視を実務として行う行政の実情や過去の経緯等を考慮の上、慎重に実行されたい。

あわせて、今後の常時監視を的確に実施するため、次のとおり意見を申し添える。

1 全般的事項

- （１）千葉市の自然的・社会的状況や大気汚染状況等が大きく変化したときは、必要に応じ、常時監視体制に係る検討及び見直しを行うこと。
- （２）測定局舎の周辺環境の変化に注意を払い、その設置状況が適切な状態に保持されるよう必要な措置を講ずるとともに、測定局舎の維持管理を十分に行うこと。
- （３）自動測定機の保守管理を確実に実施することにより、測定精度を高い水準に維持し、データの信頼性を確保すること。
- （４）大気汚染状況を注意深く観察し、国・千葉県等関係機関との連携の下、施策を着実に推進するために必要な情報を適切に得られるように監視体制を整備すること。
- （５）廃止となる測定局周辺地域における環境監視について、住民に不安感を生じさせることのないよう配慮すること。
- （６）市民への情報提供の充実を図ること。

2 微小粒子状物質に係る常時監視について

- （１）自動測定機を計画的に設置し、滞りなく監視体制を整備すること。
なお、設置する自動測定機については、機器間の測定誤差を抑えるよう配慮すること。
- （２）微小粒子状物質による大気汚染状況に応じ、今後、さらなる監視の必要性を含め監視体制に関する検討を行うこと。
- （３）微小粒子状物質の成分分析を実施し、国・千葉県等関係機関との協力・連携の下、微小粒子状物質に係る施策を推進するために必要な情報を適切に得られるように監視体制を整備すること。
- （４）これまでの粒子状物質全体に対する削減対策を引き続き実施するために必要な情報を適切に得られるように監視体制を整備すること。